所在大山下分業務廃止ニ付本月廿八日解雇ヲ申渡シ候處
然ルニ同作業従事シ居候者ノ内男工其外雇入ノ者ニ於テハ
去ル二日同情ニ因リ申外工夫ハ右情願書ヲ差出シ其ノ金額
彼ノ職業社人全部ヲ解雇シ其ノ手当ヲ支給スルコトニ決シ解雇
者ニ之ヲ了トシ円満解決セリ。

○大森製材所下請製造工場

所在地 静岡県安倍郡豊田村森下四九五

労働者 男 一一名 女 二名 計 一三名

其ノ内 男 一一名

争議ノ原因及経過

職工ハ業務拡張ノ為メ従業員ノ一部ヲ解雇セントスルヤ右工場ニ於テハ

職工一同ニ於テ従業ノ待遇ヲ毎日ニ付(?)ス

要求事項ノ経緯ヲ見ルニ職工一同業主側ニ対シ一同ヲ代表シ要求

中ヨリ従来ノ静岡県労働組合ニ加入セシメ其ノ後同組合ニ依頼

スルコトニ決シ工場ヲ閉鎖シ嘆願書ヲ提出セシニ右ニ要求書ヲ提

出シタルニ工場主ハ之ヲ労働組合ニ加入シタル同人ト拒絶シ国元ヘ

日要求書ノ回答ヲ延引シ居タルモ職工一同ハ団結ノ手ヲ離レ左記

条件ニテ八日円満解決ヲ見タリ

一、朝出勤仕事ヨリ休業スル場合ハ従前ノ二十分ノ手当ヲ支給スルコト

二、工場全部休業ノ場合ハ其ノ日ノ日給ノ百分ノ二十ノ手当ヲ支給スルコト

三、休業ニ付休業中ハ従業員ヲ他ニ従事セシメザルコト

四、右ノ実施ノ上ハ就業セシム

右ノ外要求ノ四項ハ解決条件トス

一、全国争議ニ就テ申渡スル日謝罪スル事

二、争議ニ於テ従業員ノ三日二十ノ賃金 四十九日二十八日ヲ支払フ事